平成２４年（フ）第１２６３号
さいたま市南区松本１丁目３番11号、旧住所さいたま市南区文蔵５丁目12番３号
債務者　小川　英子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
埼玉県草加市花栗３丁目３番８―711号
債務者　石塚　舞子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
埼玉県越谷市南町３丁目６番２号、旧住所埼玉県越谷市蒲生愛宕町10番４号　花梨ハイム211
債務者　及川　弘光
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５０８号
埼玉県富士見市関沢２丁目18番９号、住民票上の住所大阪市中央区久太郎町１丁目３番７―1005号
債務者　小澤　一毛
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８８号
埼玉県深谷市桜ケ丘194番地
債務者　喜谷村志津子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４３２号
神奈川県小田原市栢山591番地　ハイツエスアール102号
債務者　山縣　隆広
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４２号
神奈川県平塚市岡崎3001番地の１
債務者　細野　和子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４３号
神奈川県伊勢原市板戸304番地の２　金子ハイツ205号
債務者　田原　久章
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５３号
神奈川県足柄上郡山北町向原468番地１
債務者　政木　信行
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５８９号
名古屋市南区豊田５丁目５番28号　真栄マンション道徳702号
債務者　倉知　隆行
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０９号
愛知県津島市兼平町２丁目４番地１　グランメール201号
債務者　川口　亜矢
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７５号
愛知県一宮市時之島字山王６番地１
債務者　柳田　里美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２８号
愛知県知立市山町御林１番地６　株式会社甲英知立寮323号、前住所札幌市豊平区豊平８条10丁目１番８―201号
債務者　吉崎　智将
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
岡山県津山市三浦91番地１
債務者　山本　祐介
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第８７号
北海道三笠市幾春別中島町８―２、住民票上の住所北海道三笠市幾春別中島町288番地
債務者　松本　茂雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１２２号
北海道白老郡白老町川沿２丁目３番３―302号　美園団地Ｆ２棟302号
債務者　芳賀　孝博
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
北海道有珠郡壮瞥町字南久保内151番地１
債務者　佐藤　　實
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係